

Q & A

500円タクシーよくある質問

- Q** グリーン交通・ひまわり交通・湊第一交通以外のタクシー会社でも、500円で利用できますか？
- A** できません。必ず、中面に記載されているタクシー会社に電話予約のうえ、利用してください。
- Q** 当日の予約でも利用できますか？
- A** タクシーが空いていれば、当日予約も可能です。中面に記載されているタクシー会社へお問い合わせください。
- Q** 土曜日や日曜日でも利用できますか？
- A** 利用できます。ただし、利用可能時間は、午前9時～午後5時までに配車した車両となります。
- Q** 自力で乗降するのが難しいのですが、利用することはできますか？
- A** 介助者との同乗をお願いします。運転手は乗降のお手伝いはできません。なお、対象者1人につき、介助者は1人まで同乗できます。
- Q** 500円タクシーで町外に移動することはできますか？
- A** できません。500円タクシーは町が運行する循環バスを補完する役割であるため、循環バスが運行している町内（湊沼駅を含む）を500円タクシーの利用範囲としています。
- Q** 500円タクシーと大洗町障害福祉タクシー利用料金助成事業は併用できますか？
- A** 併用はできません。どちらかを選択してご利用ください。



令和6年度に実施した500円タクシー実証実験結果につきましては、町ホームページよりご確認ください。制度を改善しながら本町の特性にあったより良い交通サービスの提供に努めます。



大洗町ホームページ →
くらし → 交通 →
500円タクシー実証実験結果

大洗町500円 タクシーのご案内

日常的な外出、買い物、通院などの移動を支援するため、町内を500円で移動できるタクシーを運行します。

利用範囲

乗降場所は、
大洗町内限定
(湊沼駅を含む)

利用時間

午前9時～
午後5時までの
配車のみ有効

利用料金

1回の乗車につき
500円



対象者 ①～⑦のいずれか 1つに該当する町民限定		利用時に必要な証明書
①	75歳以上の方	マイナンバーカード、運転免許証など(住所、氏名、生年月日、顔写真が記載されている身分証明書)
②	要介護・要支援の 認定を受けている方	介護保険被保険者証
③	身体障害者手帳の 交付を受けている方	身体障害者手帳
④	療育手帳の 交付を受けている方	療育手帳
⑤	精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
⑥	妊娠中の方(母子健康手帳 の交付を受けている方)	母子健康手帳 母子健康手帳を他市町村で交付された後、大洗町へ転入された方は、住所・氏名が記載されているマイナンバーカードなどの身分証明書を併せて提示してください。
⑦	未就学児(保護者の同伴が必要)	マイナンバーカードなど(住所、氏名、生年月日が記載されている身分証明書)

事前登録は不要です 対象者であることが証明できる
上記証明書をご提示ください

問い合わせ先

不明な点等ございましたら下記の担当窓口までご連絡ください。
大洗町 まちづくり推進課 地域振興係 TEL.029-267-5109(課直通)



詳しくは町ホームページをご確認ください

大洗町 500円タクシー

検索



TAXI 500円タクシーの利用方法

01

下記のタクシー会社に電話予約をしてください。

「大洗町500円タクシー」の予約である旨を伝えてください。

氏名、住所、対象者区分、乗車日時、乗車場所、降車場所、乗車人数を伝えてください。



グリーン交通	TEL 029-222-2522
ひまわり交通	TEL 029-267-2121
湊第一交通	TEL 0120-818-370

※ 予約が集中した場合、お待ちいただくことがあります。

02

乗車時、運転手に

対象者であることの証明書を提示してください。

※対象者ごとの証明書は表紙をご確認ください。



03

降車時、運転手が提示する運行記録簿に間違いがないことを確認してください。

04

降車時、**500円のお支払い**をお願いします。

※現金以外の支払方法は、タクシー会社によって取り扱いが異なります。



利用条件

- 降車場所での待機、運行途中での立ち寄り及び乗り合いはできません。
- 乗車場所から降車場所への移動は運転手が考える最短距離となります。
- 対象者を介助する者1人のほか、「対象者であることの証明書」を提示することができる者が同一場所で乗降をする場合は同乗することができます。
- 1回の乗車につき、500円を運転手に支払ってください。
- 500円タクシーは片道料金です。帰りも利用する場合は、再度ご予約ください。

- 500円タクシーの利用には、運転手による乗降の介助は行いません。
- 未就学児だけでは利用することができません。必ず保護者（介助者）の方が同乗してください。
- 500円タクシーの利用申込みの変更及び取消しの場合は、申込みをしたタクシー会社に連絡してください。
- 大洗町障害者福祉タクシー利用料金助成事業との併用はできません。
- 虚偽その他不正の手段により利用したときは、町が負担したタクシー利用運賃を返還していただきます。
- その他の利用条件は、「大洗町500円タクシー運行事業実施要綱」をご確認ください。

TAXI 500円タクシーの利用方法の例

500円タクシーが使える例

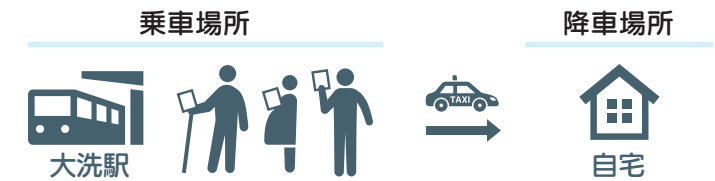
自宅からスーパー（介助者と同乗）



対象者と介助者の乗降場所は同じであることが利用条件です。

※自宅に帰る場合は再度ご予約ください。

大洗駅から自宅（対象者同士での同乗）



対象者の乗降場所は同じであることが利用条件です。

全員が「対象者であることの証明書」を提示してください。

同乗可能な組み合わせ

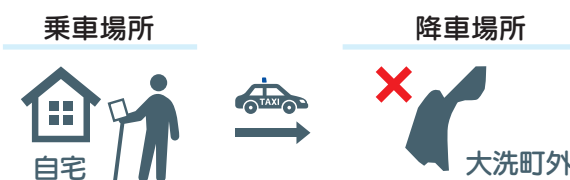
右記の組み合わせであれば、一回の乗車につき500円でタクシーが利用できます。

介助者に資格は必要ありません。



500円タクシーが使えない例

大洗町外での乗降



500円タクシーの運行範囲は乗降場所がどちらも大洗町内（湊沼駅を含む）に限ります。

対象者1人に介助者2人



対象者1人につき同乗できる介助者は1人です。

自宅から銀行を経由してスーパー



立ち寄りはできません。

自宅から同乗者宅を経由して大洗駅



運行途中での乗り合いはできません。